

(別記)

京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 事前協議及び届出（第5条—第10条）
- 第3章 設置事業等関連（第11条—第15条）
- 第4章 条例の不履行に対する処置（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市における太陽光発電設備の設置事業等に関し、市、市民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーを活用する事業の適正化及び自然環境の保全と調和を図り、秩序ある発展と良好な生活環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 「設置事業等」とは、太陽光発電設備を設置し、当該設備を用いて発電し、及び供給し、又は消費する事業（当該設備の設置に伴う木材の伐採並びに切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 「事業区域」とは、事業を行う一団の土地であり、太陽光発電設備の設置を施工する土地並びに当該事業の施工及び維持管理のため一体整備する土地をいう。
- (4) 「事業者」とは、設置事業等を計画した者及び設置事業等に係る工事の設計及び施工（以下「工事等」という。）の請負契約の発注者及び受注者又は請負契約によらないで自ら工事等をする者で、事業区域を使用するもの又は使用する予定のものをいう。
- (5) 「土地所有者等」とは、事業区域に関わる土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 「近隣関係者」とは、次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接する土地（事業区域に隣接する土地が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮に

ないものとした場合において、接することとなる土地が設置事業等の影響を受けると認められる場合はその土地を含む。以下同じ。)の所有者並びに事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

イ 事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織

ウ その他、法令の規定に基づいて設置事業等の影響を受けると認める者

(責務)

第3条 市、市民、土地所有者等及び事業者は、次に掲げる責務を有し、その責務を果たすため相互に協力しなければならない。

(1) 市は、地域資源である太陽光その他の再生可能エネルギーを活用する事業を地域低炭素化のための公益的施策と位置づけ、地域の自然的及び社会的な条件に適した利用を図るため、良好な自然環境及び生活環境との共生に努めるとともに、事業者による再生可能エネルギー事業が実施される場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(2) 市民は、市が実施する前項の施策に協力するとともに、事業区域又はその周辺地域において当該事業を原因として良好な公衆衛生、環境保全、防疫、防災、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のあるときは、市長に通報するものとする。

(3) 土地所有者等は、事業者による再生可能エネルギー事業により自然環境、生活環境、景観等を害することがないように当該土地を適正に管理しなければならない。

(4) 事業者は、太陽光その他の再生可能エネルギーを活用する事業によって原状の環境を損なうことのないよう、自らの責任と負担において第8条に規定する確認基準に従い必要な措置を講じるとともに、第1号の規定により市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(適用の範囲等)

第4条 この条例は、京丹後市全域について適用するものとし、次に掲げるいずれかの設置事業等を対象とするものとする。

(1) 出力の合計が10キロワット以上のもの

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律117号)第21条第6項の規定による都道府県が定める基準において、太陽光発電設備の設置について、環境保全配慮区域(適切でないとは認められる区域又は考慮を要する区域及び事項をいう。)における事業

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

2 実質的に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期若しくは近接した時

期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力の合計が、前項第1号に規定する出力に該当する場合は、この条例の規定を適用するものとする。

第2章 事前協議及び届出

(事前協議)

第5条 前条の規定に該当する事業者は、事前協議書を提出し、規則で定めるところにより、あらかじめ内容、施行方法等について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。

(事前公開)

第6条 事業者は、第5条の事前協議の開始の日から終了の日まで、当該事業計画を公開しなくてはならない。

2 前項の事業計画の公開に当たっては、規則で定める標識に所定の事項を記入し、設置事業等の予定地内の公衆の見やすい場所にこれを設置しなければならない。

(近隣関係者への事前説明等)

第7条 事業者は、第5条の事前協議の間、近隣関係者に対し、事業計画及び工事等の内容についての説明会等を開催し、理解を得るよう努めるものとする。

2 市長は設置事業等の影響を考慮して、必要な関係者に対する説明を事業者に指導することができるものとする。

3 事業者は、近隣関係者への説明会等を行ったときは、その説明の記録を速やかに市長に報告しなければならない。

(事業計画の確認)

第8条 第5条の規定による事業計画の事前協議は、規則で定める確認基準に基づいて行うものとする。

2 市長は、前項による確認を行ったときは、確認基準等に適合しているときはその旨を、必要な条件を付する必要があるときは当該条件を付して、事業者に通知するものとする。

3 前項の通知をもって、事前協議の終了とする。

(届出)

第9条 前条第3項の確認を受けた事業者は、当該設置事業等届出書を事業に着手する日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第10条 事業者は、第9条の規定により届出をした事業計画に定める事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場

合においては、当該変更後の事業者がこれを行わなければならない。

2 第5条、第6条及び第7条の規定は、前項の届出について準用する。

第3章 設置事業等関連

(工事の届出)

第11条 事業者は、設置事業等への着手にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手するとき。
- (2) 工事を中止するとき。
- (3) 中止していた工事を再開するとき。
- (4) 工事が完了したとき。

(工事完了の確認)

第12条 市長は、前条第4号の届出を受けたときは、事業計画に基づき適切に工事が行われたことを確認するため、現地確認を行うものとする。

(管理者等に関する情報の掲示)

第13条 事業者は、第9条の届出をしたときは、当該設置事業等を実施する間、事業等の情報を事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、設置事業等を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(廃止の届出)

第15条 事業者は、設置事業等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、設置事業等の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第4章 条例の不履行に対する処置

(勧告等)

第16条 市長は、事業者に対し、必要と認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) この条例に基づく手続を行うこと及びこの条例に基づく指導に従うこと又は当該設置事業等について必要と認める措置を講ずべきことを勧告すること。
- (2) 前号の規定による勧告をした場合において、その勧告に基づいて講じた措置について

文書による報告を求め、又は必要な立入調査を行うこと。

- 2 市長は、設置事業等の適切な施行及び管理を行わせるため、事業者に対し必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者はその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(事業計画に係る経過措置)

2 施行日前に太陽光発電設備の設置事業等に着手した事業者の当該設備に関する事業計画は、第9条に規定する届出がなされた事業計画とみなし、この条例の規定を適用する。

3 市長は、施行日において事業者が有していた太陽光発電設備に関する計画の内容を把握するため、第16条第2項の規定に基づく報告及び資料の提出を求め、又は第16条第2号の規定に基づく立入調査の権限を適切に行使することができるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける事業者が、施行日後に事業計画の変更を行うときは、第10条及び第11条の規定に基づき届け出なければならないものとする。

(管理者等に関する情報の掲示に関する経過措置)

5 第13条の規定は、太陽光発電設備の設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(維持管理に係る経過措置)

6 第14条の規定は、太陽光発電設備の設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。

(廃止の届出に係る経過措置)

7 第15条各項の規定は、太陽光発電設備の設置事業等に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。